本件事業が完成すると、前述した迂回路の使用を余儀なくされていた状況が解消され、道路構造令第３種第４級の規格に適合した２車線の道路が整備されることから、安全な自動車交通の確保に寄与するだけでなく、緊急車両やコミュニティバス等が１年を通して通行・運行されることから、厳冬期における平地区の孤立集落的状態が解消され、地域住民が適切な公共サービスを享受することにも寄与するものである。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に定められている対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価法等に基づく環境影響評価は実施されていないが、生活環境に与える影響に関して、起業者が環境影響評価法等に準じて任意で環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動については環境基準を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者は、自然環境に与える影響に関して、本件事業地内及びその周辺の土地における特別な措置を講ずべき希少な動植物の存否について、富山県自然保護課の既存文献等調査を実施した。

文献等調査によると、植物については、特別な措置を講ずべき希少種の存在は確認されていない。

他方、動物については、環境省レッドリスト（以下「レッドリスト」という。）に絶滅危惧Ⅱ類及び富山県の絶滅のおそれのある野生動物―レッドデータブックとやま2012―（以下「レッドデータブックとやま」という。）に絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているサシバ並びにレッドリストに準絶滅危惧及びレッドデータブックとやまに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハチクマが生息している可能性が文献等調査により認められた。そのため、本件事業地の近接地域で実施されている国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所（以下「富山河川国道事務所」という。）が事業主体である能越自動車道（一般国道470号七尾氷見道路）新設工事における環境影響評価法等に準じた現地調査の報告書についても確認したところである。

富山河川国道事務所が実施した現地調査の報告書によると、サシバの飛翔は確認されているが、ハチクマの飛翔は確認されていない。

また、本件事業地内において、サシバ及びハチクマの営巣若しくは抱卵については確認されていない。

本件事業地周辺の土地には、本件事業地内と同様なサシバ及びハチクマの生息環境が広範囲に存していることに加えて、本件事業に伴う土地の改変面積が僅かであることなどを考慮すると、本件事業地内の地すべり対策や舗装工事による影響は小さいとされているが、起業者は当該種が確認された場合、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小などを解消することにより、安全な自動車交通の確保を図ることを目的として、現道拡幅方式により道路構造令第３種第４級の規格に基づく２車線道路を整備することに加えて、平成14年に発生した地すべりの対策工事を実施して、現道の通行不能区間の解消を図るものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合している。

また、本体事業におけるルートについては、申請案のほかに「現道改築及び橋梁設置案」、「バイパス及び林道氷北線改築案」の２案について検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、山側斜面の地すべり対策工事を行うため、土地取得面積は最大であるが、取得する土地は未利用地であり、社会的影響は比較的小さい。また、大規模構造物（橋梁）を設置しないため、技術的な難易度は低く、経済的に廉価であることなど、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

加えて、起業者は、山側斜面の地すべり対策工事についても、複数の案を社会的、技術的及び経済的な観点から比較検討している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、道路の幅員が狭小であるなど道路構造令の規格に適合していない状況であることに加え、平成14年に発生した山側斜面の地すべりにより大量の土砂が道路を塞いでいる。そのため、本件区間の起点である平接続地点から500ｍ区間については、全面通行止めとなっていることから、平地区の住民は迂回路の使用を余儀なくされている。

また、平地区の住民の高齢化が進んでおり、自助・共助だけでは日常生活を営むことが困難な状況となっている。

これらの状況を改善するため、できるだけ早期に本件区間の通行不能区間を解消し、道路構造令の規格に適合した道路を整備することにより、安全な生活道路の確保を図るものである。また、厳冬期における平地区の孤立集落的状態の解消も図るものである。

なお、氷見市長及び平地区の区長などから、本件事業の早期完成を強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　富山県氷見市役所

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡南木曽町読書三三五八番一一地内	後前	二二・二一メートル 四・六七・一三八・九八メートル	〇・〇キロメートル 九九九・〇〇メートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所